

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び
会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2020 年 12 月 29 日

佐渡汽船株式会社

佐渡汽船運輸株式会社

2020 年 12 月 29 日

株式交換に係る事後開示書類

新潟県佐渡市両津湊 353 番地
佐渡汽船株式会社
代表取締役社長 尾崎 弘明

新潟県佐渡市吾潟 183 番地 1
佐渡汽船運輸株式会社
代表取締役社長 臼杵 修二

佐渡汽船株式会社（以下、「佐渡汽船」といいます。）及び佐渡汽船運輸株式会社（以下、「佐渡汽船運輸」といいます。）は、2020年10月16日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2020年12月29日を効力発生日として、佐渡汽船を株式交換完全親会社、佐渡汽船運輸を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2020年12月29日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過
本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法785条（株式買取請求）の規定による手続きの経過
佐渡汽船運輸は、会社法第785条第3項の規定により、2020年11月27日に、佐渡汽船運輸の株主に
対し、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全親会社である佐渡汽船の商号及び住所を通知
しましたが、会社法第785条第1項の規定による株式買取請求を行った株主はおりませんでした。
 - (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）及び第789条（債権者異議）の規定による手続きの経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続きの経過
(会社法施行規則第190条第3号)

(1) 会社法796条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求による手続きの経過

本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第797条（株式買取請求）の規定による手続きの経過

佐渡汽船は、会社法第797条第4項の規定により、2020年11月30日に、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全子会社である佐渡汽船運輸の商号及び住所を公告しましたが、会社法第797条第1項の規定による株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第799条（債権者異議）の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換により、佐渡汽船に移転した佐渡汽船運輸の株式の数は810,825株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

(1) 佐渡汽船は、会社法第795条第1項の規定に基づき、2020年11月27日開催の株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) 佐渡汽船運輸は、会社法第783条第1項の規定に基づき、2020年11月27日開催の株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) 佐渡汽船は、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の佐渡汽船運輸株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、佐渡汽船を除きます。）に対し、その所有する佐渡汽船運輸の株式1株に対して佐渡汽船の株式1.33株の割合をもって佐渡汽船の普通株式を割当交付しました。佐渡汽船が交付した株式の総数は1,078,397株です。

(4) 本株式交換により増加する佐渡汽船の資本金及び準備金は以下のとおりです。

資本金 0円

資本準備金 会社計算規則第39条の規定に従い佐渡汽船が別途定める額

利益準備金 0円

以上